

## 高原町広告掲載要綱

令和7年3月10日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町の財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関する、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する町の財産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町のホームページ

イ 広報誌その他町が発行する印刷物

ウ その他広告媒体として活用できる資産等で町長が認めたもの

(2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載することをいう。

(3) 民間企業等 広告を掲載したい法人、各種団体及び個人事業者等をいう。

(4) 広告主 広告媒体に広告を掲載しようとする民間企業等をいう。

(5) 原稿等 広告に掲載する原稿、写真、デジタルデータその他広告掲載に要するものをいう。

### (広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題への主義主張

(6) 消費者金融に関するもの

(7) ギャンブル（宝くじを除く。）に係るもの

(8) 商品先物取引及び金融商品取引に関するもの

(9) 公共物の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの

(10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(11) 町の行為とまぎらわしい表現をしたもの

(12) 法令に定めのない医療類似行為に関するもの

(13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が広告主となっているもの

(14) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が広告主となっているもの

(15) 国、地方公共団体その他公共機関と係争中又は指名停止等の不利益処分を受けている者が広告主となっているもの

(16) 町税の滞納がある者が広告主となっているもの

(17) その他広告として妥当でないと町長が認めるもの

### (広告掲載の優先順位)

第4条 広告を優先する順位は、次の順序とする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類する者の広告

(2) 私企業のうち、町内に事業所等を有する者の広告

(3) 前2号に該当しない者の広告

### (広告の規格等)

第5条 広告枠の規格、位置、枠数、掲載の期間、広告掲載料その他必要な事項は、町長が別に定める。

(掲載の申込み)

第6条掲載の申込みの方法については、町長が別に定める。

(掲載の決定)

第7条掲載の決定の方法については、町長が別に定める

(掲載の取消し)

第8条町長は、町の行政運営上支障があるとき、又はこの要綱に違反すると認められるときは、

広告掲載を取り消すものとする。掲載の取消しの方法については、町長が別に定める。

(広告主の責務)

第9条広告主は、次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 広告の内容について責任を負うこと
- (2) 広告の掲載について、関係法令を遵守すること
- (3) 町税を滞納しないこと

(権利譲渡等の禁止)

第10条広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(庶務)

第11条広告掲載の募集、申込の受付、広告掲載可否決定の通知、広告掲載及び収納等は、広告媒体を所管する課等で行う。

(その他)

第12条この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。